

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外32名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

訴えの追加的変更申立てに対する答弁書

令和5年4月19日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

奥

村

糺

軌



外9名

原告らの令和5年1月19日付け訴えの追加的変更申立書記載の訴えの追加的変更に係る請求の趣旨及び原因に対し、次のとおり答弁する。

第1 訴えの追加的変更に係る請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 訴えの追加的変更に係る請求の原因に対する答弁

被告がこれまで述べてきたとおり、浜岡原子力発電所3ないし5号機の運転に伴って原告らの生命・身体に重大な被害が生ずる具体的危険性は認められないから、原告らの訴えの追加的変更に係る請求（同請求は、訴状記載の請求の趣旨第1項の請求に関する求釈明に対して原告らがその平成24年3月1日付け準備書面2「求釈明に対する回答」1で述べたところに徴すると、訴状記載の請求の趣旨第1項の請求の一部を成すとも解し得るものであるが、その点はひとまず措く。）は理由がなく、棄却されるべきである。

以 上